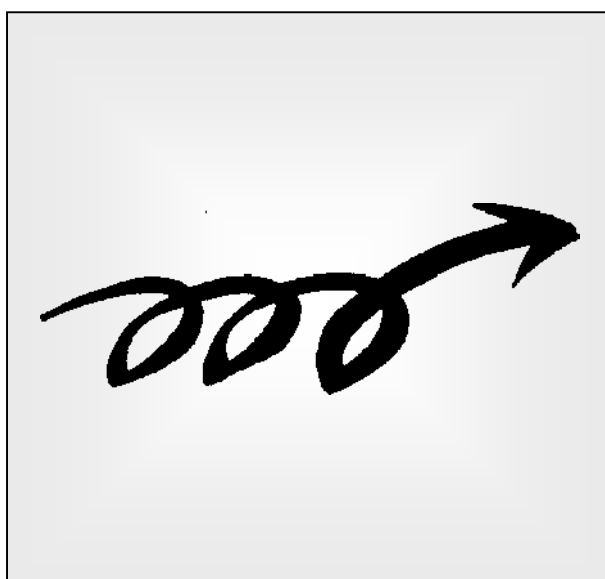


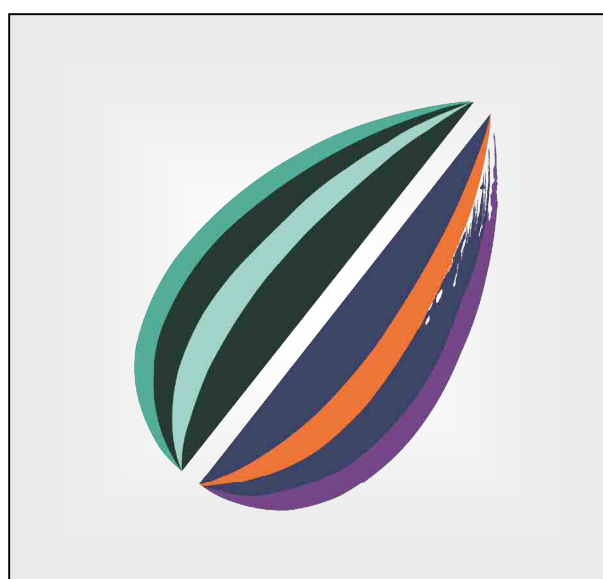
令和4年度

豊田市区長会 第7回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和4年10月5日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 福士副会長／場所 市役所南庁舎 5 階 南 5 1 会議室】

- 1 豊田市民の誓い唱和 寺田会計
- 2 会長 挨拶
- 3 豊田警察署長 挨拶 川口署長
- 4 豊田警察署 報告・説明 ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について	別紙
	報告内容・別紙のとおりです。	
2	警察署と地区区長会との連携について	別紙
	依頼内容・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	

5 共済会運営委員会 報告事項 ページ

1	今期見舞金の支給状況について		1
	報告内容・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。	—	

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項 資料番号

1	共同募金資材（募金バッジ）の着用について	社会福祉協議会	1
	依頼内容赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金期間中の募金バッジのご着用をお願いします。 【連絡先】豊田市共同募金委員会（社会福祉協議会内） （電話：34-1131/FAX：32-6011）	—	
2	自主避難場所の指定状況報告について	防災対策課	2
	依頼内容・自主避難場所の指定状況の報告をお願いします。 ・新規に指定する自主避難場所の看板配布を希望する自治区は報告をお願いします。 【期 限】令和4年11月25日（金） 【連絡先】防災対策課（電話：34-6750/FAX：34-6048）		

3	元気アップ教室（一般介護予防事業）開催自治区の募集について		地域保健課	3
	依頼内容	・令和5年度に実施する元気アップ教室の開催自治区を募集します。 【申 込】 申込書を記入の上地域保健課へ提出（随時募集） 【注意事項】 感染症対策を講じたプログラムで実施します。 緊急事態宣言等発令時に教室が中止（延期）となる場合があります。 【連絡先】 地域保健課（高岡コミュニティセンター内） （電話：85-7710/FAX:85-7733）	地区区長会で 個別説明	
4	一部申請における「あいち電子申請・届出システム」の活用について		地域支援課	4
	情報提供	・一部の申請について、インターネットで申請ができるようになりましたので、ご活用ください。 【連絡先】 地域支援課（電話：34-6629 / FAX：35-4745）	区長便	

7 10月区長便のお知らせ

...

2

8 各地区の情報交換について 担当：第3ブロック

9 その他

(1) 自治区に係る9月議会一般質問について（情報提供）

...

別紙

(2) 第27回 豊田市区長会『親睦ゴルフコンペ』について

【第8回役員会】 11月 2日（水） 14：00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室

第 7 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
9 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日	1	23,000	1	39,000
4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日	27	749,500	12	222,000
1 件あたりの平均支給額	—	27,759	—	18,500

2 9月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	傷害の内容等	発 生 状 況
1	松平コミ	23,000	スポーツ大会(ソフトボール)	右大腿挫傷	ヒットを打ち走っている時に足がもつれ転倒。足の太腿裏側に痛みが走り負傷。

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
9 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日	0	0	1	42,240
4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日	4	514,250	4	202,014

〈共済会細則〉（認定行事）第1条

（7）お祭り等における純粋に宗教的行事部分（神事等）については認定行事から除外する。
 となっておりますので、秋祭りは十分気を付けて下さい。

10月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文 書 名	担当課	電話	種類	送付先
1	一部申請における「あいち電子申請・届出システム」の活用について	地域支援課	34-6629	通知	全自治区
2	9月議会一般質問について	豊田市区長会	34-6629	通知	全自治区
3	令和5年度元気アップ教室実施自治区の募集	地域保健課	85-7710	依頼	全自治区
4	全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
5	自主避難場所の指定状況報告	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
6	「交通安全市民会議ニュース10月号」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
7	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付	旧市内自治区
8	男女共同参画情報誌「クローバー第44号」	とよた男女共同参画センター	31-7780	回覧	全自治区
9	とよたし防災情報収集ツール	防災対策課	34-6750	回覧	全自治区

※「自治区だより」は発行の都度、支所に3部（挙母地区は地域支援課に2部）ご提出をお願いいたします。（支所、区長会事務局、社会福祉協議会にて保管しています。）

※区長便の空袋は、翌月配達時に業者が回収いたしますのでご協力ください。

※回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域支援課へご連絡ください。

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七^{しちしゅう}州^{うつく}をのぞむ美^{さん}しい山河にかこまれ、
輝^{かがや}かしい衣^{ころも}の里^{さと}の歴史^{れきし}と伝統^{でんとう}をうけつぎながら、
明日^{あす}に向かって伸びゆく^む豊田市^のの市民^{とよたし しみん}です。

- 1 緑^{みどり}をはぐくみ、川^{かわ}を大切^{たいせつ}にして、
豊^{ゆた}かな自然^{しぜん}を愛^{あい}しましょう。
- 1 スポーツに親^{した}しみ、教^{きょうよう}養^{たか}を高めて、
文化^{ぶんか}の向^{こうじょう}上につとめましょう。
- 1 元^{げんき}気で働^{はたら}き、若^{わか}い力^{ちから}をそだてて、
幸^{しあわ}せな家^か庭^{てい}をつくりましょう。
- 1 互^{たが}いに助^{たす}けあい、心^{こころ}の輪^わをひろげて、
あたたかい町^{まち}をつくりましょう。
- 1 いのちを尊^{とうと}び、きまりを守^{まも}って、
住^すみよい社^{しゃ}会^{かい}をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の
5項目を明るいうでで表し、実践活動を通じて、
わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって
育て伸ばそう」という意味を表しています。

豊共募発第15号
令和4年10月5日

豊田市区長会役員 各位

豊田市共同募金委員会
会長 深津 澄男
(公印省略)

共同募金資材（募金バッジ）の着用について

平素より大変お世話になっております。

本年も10月1日から、全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まります。

つきましては、下記運動期間中において、共同募金啓発のための募金バッジをご着用いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 期 間 | 赤い羽根募金 令和4年10月1日（土）～12月31日（土）
歳末たすけあい募金 令和4年12月1日（木）～12月31日（土）
運動期間中における募金バッジの着用をお願いします。 |
| 2 お渡しする物 | 募金バッジ（1個） |
| 3 連絡先 | 豊田市共同募金委員会 梅田
〒471-0877 豊田市錦町1-1-1 豊田市福祉センター1F
電話：34-1131 FAX：32-6011
（日・月曜および祝日は休業です） |

事 務 連 絡
令和4年10月5日

自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

自主避難場所の指定状況報告について（依頼）

日頃は、防災行政に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、各自治区で指定されています自主避難場所（※）につきまして、下記のとおり報告をお願いいたします。

※自主避難場所は、市の指定する緊急避難場所や避難所が開設されていない場合や安全に避難することが困難な場合等に、住民の方が自主的に避難する場所です。また、自治区にその指定及び管理運営をお願いしています。自主避難場所は災害リスクを考慮して、選定してください。

記

1 提出物

(1) 別紙1 自主避難場所報告書（**全自治区提出**）

自治区が指定している自主避難場所の把握及び事務手続きに使用します。なお、自主避難場所の指定、運営等については、裏面を参照してください。

(2) 別紙2 自主避難場所看板申請書（**希望自治区のみ提出**）

新規に指定する自主避難場所に看板を配付します。なお、看板の配付基準については、裏面を参照してください。また、看板は1避難場所につき、1枚配付します。避難導線上の誘導看板の代用等は本件と趣旨が異なるため、配付できません。

2 提出期限

令和4年11月25日（金）まで

3 提出先

防災対策課（豊田市役所南庁舎4階）

※FAX 可：0565-34-6048

※Eメール可：bousai@city.toyota.aichi.jp

4 その他

配付先の自治区については、別途通知します。看板は令和5年度に配付を予定しています。

連絡先 豊田市役所地域振興部防災対策課（木下、鎌倉、鈴木）

TEL：0565-34-6750

FAX：0565-34-6048

自主避難場所の指定について

1 自主避難場所の運営等

項目	内容	備考
指定	自治区	自治区は、施設管理者の承諾を得ること
運営	自治区を中心とする地域住民	原則、市職員の配置及び物資支援は行わない
基準	災害時、安全に運営が可能な場所	市の指定緊急避難場所・指定避難の指定は不可
看板	当面、市が看板を配付	取り付け、維持管理、処分は自治区で実施

2 看板の配付基準

指定された施設等が下表に示す災害種別の基準を満たしていること

災害種別	基準
洪水（※）	浸水想定区域及び浸水予想図の指定区域外であること
地震（※）	・ 建築物がある場合は、当該建築物が昭和 56 年 6 月以降に建築されていること。ただし、昭和 56 年 6 月以前に建築された建築物がある場合は、耐震診断又は耐震改修により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条に規定する基準（以下、構造要件という。）を満たしていること ・ 施設又はその施設周辺に地震が発生した場合において、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物、その他の物が無いこと。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（土石流）の外であること。ただし、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）については、構造要件を満たし、2 階以上又は 1 階でも警戒区域等の指定エリア外で避難可能なスペースがあること

※洪水・地震については、土砂災害の基準についても満たしていることが必要

3 災害リスクの確認方法

（1）洪水

①豊田市洪水ハザードマップ

②豊田市ホームページ内「とよた i マップ」の防災マップで“浸水想定区域”のレイヤを選択

<https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal>

※令和 3 年 4 月に洪水ハザードマップが更新されています。従来、浸水想定区域外であった場所が浸水想定区域内に変更している場合があります。浸水想定区域外に設置してある看板に「洪水」シールが貼られている場合は、シールをはがす等の対応をお願いします。

（2）土砂災害

①愛知県統合型情報システム「マップあいち」の土砂災害警戒マップ

<https://maps.pref.aichi.jp/>

②豊田市ホームページ内「とよた i マップ」の防災マップで“土砂災害情報”のうち“土砂災害特別警戒区域（土石流）”、“土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）”、“土砂災害警戒区域（土石流）”のレイヤを選択（一度に複数のレイヤを選択できます）

<https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal>

別紙 1

自主避難場所報告書

豊田市防災対策課 行き
(FAX 0565-34-6048)
(Eメール bousai@city.toyota.aichi.jp)

令和4年11月25日（金）締切

自治区番号	101 一区 自治区
自治区名	
区 長 名	
連 絡 先	

1 変更の有無

令和３年度に報告いただいている自主避難場所を「２ 指定解除の有無」に記載の表に
印字してありますので、変更あり・変更なしのいずれか一方に○を付けてください。
※変更ありの場合は、以下の２または３に記入してください。変更なしの場合は不要です。

変更あり ・ **変更なし**

2 指定解除の有無

自主避難場所の指定を解除する場合は、以下の表の「解除」に○を付けてください。

【現況】自主避難場所	所在地	解除の有無
福祉センター北側駐車場	錦町 1-1-1	解除
市営元城駐車場	元城町 1-43	解除
桜城址公園	元城町 1-51	解除
拳母神社境内	拳母町 5-1	解除
リブレ豊田元宮駐車場	元宮町 2-10	解除
イオン豊田店西駐車場	松ヶ枝町 1	解除

3 新規指定

新たに自主避難場所を指定する場合は以下に記入してください。
※事前に施設管理者の承諾を得てください。

施設名	所在地（番地まで正確に記入してください）

自主避難場所看板申請書

豊田市防災対策課 行き

(FAX 0565-34-6048)

(Eメール bousai@city.toyota.aichi.jp)

令和4年11月25日(金) 締切

自治区番号	101
自治区名	一区自治区
区長名	
連絡先	

新規指定の自主避難場所について、看板を配付しますので、必要数を御記入ください。

配付の基準は、依頼文の裏面を御確認ください。配付の時期、方法については、改めてお知らせします。

●看板等の配付について

- 1 看板等のイメージは【裏面】を御覧ください。
- 2 事前に施設管理者等の許可を得て、設置してください。
- 3 取り付け、維持管理、処分は自治区でお願いします。
- 4 公園緑地つかう課が管理する都市公園、ちびっ子広場、ふれあい広場等に看板を設置する場合、フェンス・ネット等に看板を取り付けていただくことになります。
(支柱を立てての看板設置は不可)

配付物	希望枚数		
看板	枚	自主避難場所名	
支柱	本	自主避難場所名	
災害種別シール	洪水 枚	地震 枚	土砂災害 枚

裏面

【看板イメージ図】



【取り付け例】

- フェンス、ネット、壁などに固定



- 支柱により建てる



豊地保発第 1376 号
令和 4 年 9 月 29 日

関係自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

元気アップ教室（一般介護予防事業）開催自治区の募集について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、豊田市の保健行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当市では高齢者の介護予防を目的に「元気アップ教室」を自治区単位で開催しています。

つきましては、貴自治区において開催を希望される場合は、下記のとおり申込みくださいますよう、お願いします。

記

- 1 事業概要 別紙「令和 5 年度元気アップ教室概要」のとおり
- 2 募集期間 **随時**
- 3 申込方法 **別紙「元気アップ教室（自治区 初年度版）申込書」**に記入の上
F A Xにて地域保健課へ御提出ください。
- 4 その他
 - (1) 過去に開催された自治区においても、参加者が重複しなければ申込可能です。
 - (2) 申込前に事業内容についての説明を希望される方は、御連絡ください。
 - (3) 開催希望がない場合は、申込書の提出は不要です。
 - (4) 感染症対策を講じたプログラムで開催します。

問 合 せ

保健部 地域保健課（高岡コミュニティセンター内）

電話 85－7710 F A X 85－7733

令和5年度 元気アップ教室概要

1 目 的

高齢者が身近な場所で、体力の維持増進、認知症予防、転倒予防、閉じこもり予防のための活動を行い、住み慣れた地域でいつまでも自立して生活し、要介護状態になることを予防する。

2 スケジュール

		教室開催（全8回）	自主グループ化
時期 (例)	前期	6月～9月	教室終了後～
	後期	10月～2月	
回数		8回 (月2回以上が望ましい)	各自治区にて設定
内容		・健康チェック ・脳力アップトレーニング ・ストレッチ ・筋力アップ体操 ・レクリエーション ・座談会	自主化後の年数に応じて、講師またはヘルスサポートリーダー等が自主グループ活動の支援に伺います。

3 対 象 者

65歳以上の地域住民15～30名程度

※ただし、介護保険の認定（要介護1～5）を受けている方や医師から運動制限を受けている方は対象外

※会場の広さ等によって、人数制限をする場合があります。

4 会 場

各自治区の区民会館・集会所等

※会場の確保及び冷暖房費用は自治区にて対応していただきます。

5 ス タ ッ フ

健康づくりリーダー、ヘルスサポートリーダー、地域保健課保健師等

6 受 講 料

無料

7 自治区へのお願い

【事 前】 参加者募集、打合せ（教室の実施日時、保険加入等）

【教室中】 会場管理（開・施錠、準備、冷暖房、物品の一時保管等）

【終了後】 自主グループ活動移行への協力

8 そ の 他

既に開催された自治区においても、参加者が重複しなければお申込みいただけます。

また、緊急事態宣言等発令時は、教室を中止（延期）する場合があります。

9 担 当

保健部 地域保健課（高岡コミュニティセンター内）

電話 85-7710 FAX 85-7733

【元気アップ教室の様子】

※写真は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に撮影されたものです。

血圧測定・体調チェックで健康管理！



間違い探しなどで脳が活性化！



ストレッチで柔軟性なからだづくり！



筋力アップ体操で丈夫なからだに！



※マスク着用・換気や手指消毒（手洗い）等、感染対策を講じた教室プログラムを実施します。

令和3年度末現在、元気アップ教室等終了後の自主活動グループは



190グループです。

元気アップ教室に参加すると、身体機能の改善・維持が期待（※体力測定の結果より）できます。また、自治区のみなさんが体力づくりやコミュニケーションを図る機会となり、地域の介護予防を通じて住民同士のつながり作りにも役立ちます。

元気アップ教室（自治区 初年度版）申込書

年 月 日

地域保健課（介護予防事業担当）行 ⇒ FAX 85-7733

自治区名			区長名	
連絡先	住所	〒 豊田市		
	電話			
※担当者 連絡先	氏名			
	電話			

注意：区長以外に担当者がある場合（高齢者クラブ役員等）は※担当者連絡先も記入

以下の項目について、わかる範囲で教室開催についての希望をご記入ください。

教室開始希望時期 ※6月以降	年 月頃
日程（曜日） ※平日のみ	（ ）曜日 ・ いつでもよい
開始時間 ※2時間程度の教室です。	午前・午後 （ 時頃）
会場	
備考	

※ 教室開催を希望する場合は、地域保健課へ申込書をご提出ください。お申し込み後、区長宛てに決定通知を送付します。なお、教室開催時期につきましては、調整させていただきます。

問合せ 保健部 地域保健課（高岡コミュニティセンター内）

電 話 85-7710 FAX 85-7733

令和4年10月5日

自治区長 様

豊田市地域振興部
自治推進室長 後藤 哲也**一部申請における「あいち電子申請・届出システム」の活用について（情報提供）**

日頃は、住民自治の推進に格段の御理解と御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、下記の申請について、これまでは、市窓口又は郵送での提出をお願いしておりましたが、窓口にいらっしゃる自治区長様の負担軽減を図ることを目的に、「あいち電子申請・届出システム」を活用してインターネット上でも提出できるようになりましたので、情報提供いたします。

今後も、随時、同システムを利用して提出可能な申請等を整備してまいりますので、ご活用ください。なお、システム活用開始後も、支所・地域支援課窓口での書類による申請も引き続き可能です。

記**1 システムで提出可能な申請（10月1日から）（QRコード等は裏面参照）**

- ・工事申請書
- ・自治区活動備品整備事業補助金（申請・変更又は廃止・実績報告）
- ・自治区防犯灯設置費補助金（申請・変更又は廃止・実績報告）
- ・自治区放送施設整備事業補助金（申請・変更又は廃止・実績報告）
- ・地域集会施設整備事業補助金（申請・変更又は廃止・実績報告）
- ・自主防災事業補助金交付制度（申請・変更・実績報告）

※市への請求書等、一部の書類については電子での提出に対応しておりません。

対応できるようになりましたら、改めて御報告いたします。

2 その他**・あいち電子申請・届出システムとは**

行政への各種申請やイベントへの参加申込などの手続きがいつでもインターネットを通じて行えるシステムです。このシステムは、愛知県や県内市町村が共同で運営（運営者：あいち電子自治体推進協議会）していますので、個人情報保護やセキュリティ対策も万全です。

- ・あいち電子申請・届出システムの入力方法等のお問合せ（事業内容については支所・地域支援課又は担当課にお問合せください）は、あいち電子申請・届出システムのコールセンター、または支所にお問い合わせください。

【あいち電子申請・届出システムコールセンター】

フリーダイヤル：0120-464-119（操作方法のお問合せのみ）

携帯電話をご利用の場合：0570-041-001

メール：help-shinsei-aichi@s-kantan.com

（平日の午前9時から午後5時まで、年末年始を除く）

[問合せ] 地域支援課 西村・大西 〈電話〉0565-34-6629

〈メール〉chiikishien@city.toyota.aichi.jp

あいち電子申請届出システムの申請サイト

区長会ホームページ掲載サイト URL

<https://toyota-kuchokai.org/senyou15.html>

区長会ホームページトップページ

⇒自治区専用ページ（上方タブの一番右）

⇒臨時情報（右側の選択肢の一番下）

⇒あいち電子申請届出システムの申請サイト

PDF ファイル

ファイルに記載された QR
コードをスマートフォン
で読み取る

又は

ファイルに記載されたイ
ンターネット URL をクリッ
ク

工事申請

インターネット URL :

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57421



防犯灯補助金

申請

インターネット URL :

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57428



変更申請

インターネット URL :

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=55464



実績報告

インターネット URL :

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57399



備品補助金

申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57417	
変更申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=55537	
実績報告	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57408	

集会施設補助金

申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57415	
変更申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=55537	
実績報告	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57412	

放送補助金

申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=55538	
変更申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=55553	
実績報告	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=55561	

自主防補助金

申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57432	
変更申請	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57431	
実績報告	インターネット URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=57430	

令和4年10月5日

自治区長 各位

豊田市区長会 会長 深津 澄男

自治区に係る9月議会一般質問について（情報提供）

9月市議会定例会一般質問（令和4年9月7日）において、浅井保孝議員と倉山和之議員が、自治区に係る諸問題や取組についての質問がされましたので情報提供いたします。

1 浅井議員（自民クラブ）からの質問と市の答弁

浅井議員

毎年、自治区の区長は次期自治区役員等の選出に苦勞されていると聞いています。そこで、今回の一般質問は、地域を支えていただいている自治区役員やボランティアなどの現状と地域人材の確保について質問します。

日頃、区長は、地域行事の準備や区民の皆さんからの問い合わせ、市役所への工事申請、会議や学校行事などへの出席、さらに草刈りやゴミステーションの清掃など、山のようには仕事があります。このような環境では、65歳以上になり、定年後一休みと思ってみえたところの要職は、気の毒に感じてしまいます。＜質問①＞市は、区長の多忙な現状をどのように考えていますか。

地域振興部長

区長は、日常の自治区運営や様々な地域行事に加え、地域課題の解決や市への協力事務の遂行など、地域のリーダーとして多くのことを期待され、大変重責のある役割を担われていると認識しています。

区長の多忙化解消や負担軽減については、豊田市区長会においても研究テーマとして度々取り上げられていることなどから、市においても課題であると捉えています。

浅井議員

区長の多忙化させている業務の1つに、各種の金銭の徴収があります。毎年4月～5月に各自治区は区費を集めます。ようやく集まりやれやれと思っていたら、翌月には緑の募金の案内が届き、また自治区内に展開し、集金集計作業をされてみえました。この緑の募金の例は市の依頼事務ではないですが、＜質問②＞自治区長の負担を少しでも軽くするために、市としても自治区への依頼事項に配慮が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

地域振興部長

自治区がそれぞれの地域課題を解決しながら住みよい地域社会を作るという本来の目的に注力できるよう、市としても自治区への依頼は必要最小限のものとした上で、依頼時期等にも配慮し、負担軽減に取り組んでいく必要があるものと認識しています。

これまでも、自治区への依頼時期の調整や回覧文書の抑制などについて、市の関係部署間で取り組んでまいりました。

さらに、自治区長の負担軽減につなげる取組として、令和4年度下半期からデジタル技術を活用した実証実験を、豊田市区長会と共働で実施していきます。

浅井議員

また、区長業務には市への各種申請があります。例えば、工事申請については、カーブミラーの設置、草刈り、道路の舗装依頼などの多岐に渡る地域の要望について、区長が申請書を作成して市へ提出しています。それぞれの地区によって件数に違いがあると思いますが、私の地元の逢妻地区では、今年度8月末現在、既に117件の申請が提出されました。逢妻地区の区長は、現場での写真撮影から書類作成、さらに書類を持って往復1時間かけ、本庁の地域支援課に提出しています。区民の対応で忙しいときは、自治区事務所の開館時間の終了後の個人の時間を割いて、本庁に出向かれることも度々あります。これらのやりとりについて、<質問③> 自治区長が市へ出向がなくとも各種の申請できるなど、デジタル技術の活用を今後どのように進める予定ですか。

地域振興部長

先に述べたデジタル技術を活用した実証実験については、令和4年度から5年度にかけて市内2地区をモデルに行います。

具体的には、浄水地区と美里地区内の全区長にタブレットを貸与し、インターネット通信を活用して市や区長間の連絡を行うほか、地区区長会の会議等のペーパーレス化やリモート会議などの実験を行い、事務効率の向上や負担軽減の効果を検証したうえで、令和6年度以降の本格導入の可否を決定する予定です。

さらに、この実証実験とは別に、令和4年10月からは、自治区から市への補助金や工事などの各種申請書について、あいち電子申請届出システムを活用することにより、市役所本庁や支所の窓口に来ることなく申請事務手続きができるようにしていきます。

この電子申請届出システムの活用については、今後、対象となる事務手続を各種申請以外にも随時拡大し、自治区長のいっそうの事務負担軽減につなげていくことを予定しています。

浅井議員

私の地元の自治区の役員や消防団員には、地元に住んでいる市の職員が積極的に、その役を担っていただいております。地域の住民からも評価されています。自分の時間を活用して、地域住民として、職場や家庭における役割に加え、社会貢献活動、地域づくり活動、自治区、PTA、消防団、NPO 法人などの活動に参加することは、住民目線で公共的事業を推進することにつながると考えます。さらに大規模災害が発生した際の緊急時を考えると頼もしく感じます。そのため、<質問④>市としても、市の職員が地元貢献として自治区の役員などとして活躍するよう奨励し、さらに、人事考課・査定の評価基準として地域貢献項目を追加してはどうでしょうか。

総務部長

職員の地元貢献、地域活動については、人事異動に関する自己申告書に項目を設けアピールできるようにしているほか、職員表彰制度のなかで、長期に渡るボランティアや市民活動などに参加している職員を所属長の推薦により表彰するなど、奨励に努めています。

一方で、職員の地域貢献活動の人事考課・査定への反映については、組織の使命や担任業務ではない業務時間外の活動を報酬や昇任等の査定基準として評価することとなるため、導入は難しいですが、地域貢献への意識向上に向けて、より一層、奨励できるよう取り組んでまいります。

2 倉山議員（市民フォーラム）からの質問と市の答弁

倉山議員

新しい生活様式の推進による暮らしの質の向上や地域活性化につなげていくために、様々な地域課題に対してデジタルを積極的に活用していく必要があります。そのため、今回の一般質問は、豊田市デジタル強靱化戦略に基づいた、一人一人が快適で便利なまちづくりに向けた取組について質問します。

自治区運営においては、オンライン会議の導入やSNSを活用した情報展開をおこなうなど、デジタルを活用している地区もあると聞いていますが、全体から見れば、未だデジタル化が進んでおらず、活用に向けた支援が必要と考えます。加えて、道路や交通安全施設などの工事申請等は紙面での、行政窓口への提出が多いと聞いております。

そういった状況のなか、本年10月から2地区において、タブレットによる自治区業務への活用を実証実験として予定しておりますが、<質問①>デジタルを活用にする取組の目的と、その内容について伺います。

地域振興部長

実証実験の目的につきましては、自治区では高齢化や担い手不足など、様々な課題が増加する中、市への工事申請や補助金申請等の事務が負担となっており、これらの事務にデジタル技術を活用することで、自治区の負担軽減と事務の効率化を図ることを目的としています。

取組内容につきましては、タブレットを2地区19自治区に貸与し、令和4年度については、先ず、市と自治区との間の工事申請のほか、事務連絡等のやりとりに活用する実証実験を実施します。

この取組により市と自治区、及び自治区相互間の連携強化を図るとともに、自治区にとっては、効率化できた時間で、高齢化対策などの、より優先度の高い業務に取り組むことが可能となります。

加えて、SNS等デジタル技術を活用した情報発信の多角化を図ることができるため、自治区とこれまで地域活動に関心が薄いとされてきた若者や子育て世代などを効果的につなぐことができ、多様な人材・団体が地域活動に参画する契機となることが期待されます。

<問合せ>

豊田市区長会事務局 西村

電 話 0565-34-6629

メール chiikishien@city.toyota.aichi.jp